

空家調査の実施について

環境部環境保全課

本年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことに伴い、本市の空家等対策計画策定のため、空家等調査業務を実施することとしました。

この一環として、下記のとおり、委託業者による現地調査を行います。

記

- 調査期間** 平成27年12月中旬～平成28年2月下旬
- 調査対象** 市内にある空家の可能性があると判断された建物
- 調査方法** 公道上からの外観目視調査、写真の撮影
- 委託業者** アジア航測株式会社 北関東支店
- 周知方法** 回覧文書（別紙）及び市ホームページへの掲載